

常陸大宮市告示第34号

常陸大宮市経営開始資金交付要綱（令和5年常陸大宮市告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年5月19日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

第2条の表交付金額の欄中

「

1 交付期間1月につき1人当たり12.5万円（1年につき150万円）を交付する。

」を

「

1 交付期間1月につき1人当たり13.75万円（1年につき165万円）を交付する。ただし、令和7年度以前に農業経営を開始している場合、令和7年度以前の農業経営に係る交付金額については、交付期間1月につき1人当たり12.5万円とする。

」に改める。

第8条第1項を次のように改める。

交付対象者は、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況について、資金の交付期間中にあっては就農状況報告（様式第8号）により、資金の交付期間終了後5年間にあっては作業日誌（様式第9号）により市長に報告しなければならない。

第8条第4項中「様式第13号」を「様式第12号」に、「様式第14号」を「様式第13号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「様式第12号」を「様式第11号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「様式第11号」を「様式第10号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 交付対象者は、様式第1号別添11「みどりチェック」チェックシートを毎年1回（原則として前項の規定による1月末までの報告時）、市長に提出しなければならない。この場合において、当該チェックシートに記載された各取組について、前回のチェックシートの提出以降に実施した旨をチェックするものとする。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

常陸大宮市長 様

[申請者] 住 所：
氏 名：
電話番号：
生年月日： 年 月 日（ 歳）

青年等就農計画等承認申請書

常陸大宮市経営開始資金交付要綱第3条第1項の規定に基づき青年等就農計画等の承認を申請します。

添付資料

- ・ 青年等就農計画
- ・ 経営開始資金申請追加資料

経営開始資金申請追加資料

年 月 日

住 所：

氏 名：

(生年月日： 年 月 日： 歳)

1 メールアドレス

--

2 農業を始めようと思った理由

--

3 「目標地図」への位置付け等

集落又は地域名等		<input type="checkbox"/> 位置付けられている <input type="checkbox"/> 位置付けられる見込み
<input type="checkbox"/> 農地中間管理機構から農地を借り受けている		

4 交付期間（経営開始資金）

年 月 ~ 年 月

5 過去の研修等の経験（農業次世代人材投資事業（準備型）又は就農準備資金交付期間）

年 月 日 ~ 年 月 日

6 その他

園芸施設共済等への加入 （園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合のみ）	<input type="checkbox"/> 加入している又は加入予定（ 月） <input type="checkbox"/> 加入していない
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等 （例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）	<input type="checkbox"/> 給付等を受けている <input type="checkbox"/> 給付等を受けていない
雇用就農資金、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農緊急支援資金による助成金の交付、経営発展支援事業、令和4年度補正初期投資促進事業、世代交代・初期投資促進事業、経営継承・発展支援事業による補助金の交付	<input type="checkbox"/> 交付を受けている又は受けたことがある <input type="checkbox"/> 交付を受けていない又は受けたことがない
前年の世帯全体の所得*	万円
前年の世帯全体の所得が600万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由	

生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無（有 無）

【所見】

添付書類

別添 1：収支計画

別添 2：誓約書

別添 3：履歴書

別添 4：離職票の原本（離職票の提示が可能な場合）

別添 5：経営を開始した時期を証明する書類（農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等）

別添 6：経営を継承する場合は、従事していた期間が5年以内である事を証明する書類（過去の経歴を証明する書類（就業証明書、卒業証明書、住民票（遠隔地に住んでいた場合）の写しなど）

別添 7：農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類

別添 8：通帳・帳簿の写し

別添 9：前年の世帯全員の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付。

別添 10：身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

別添 11：「みどりチェック」チェックシート

* 「世帯」とは本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。

「所得」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」。

収支計画

*既に農業経営を開始している場合は実績を記載

			経営開始				
			1年目 (年月～ 年月)	2年目 (年月～ 年月)	3年目 (年月～ 年月)	4年目 (年月～ 年月)	5年目 (年月～ 年月)
農 業 収 入	〇〇 (作目)	経営規模					
		生産量					
		売上高 (円)					
		経営規模					
		生産量					
		売上高 (円)					
		経営規模					
		生産量					
		売上高 (円)					
	その他						
	経営開始資金 (円) *						
	収入計 (円) ① (資金を除く)						

		経営開始				
		1年目 (年月～ 年月)	2年目 (年月～ 年月)	3年目 (年月～ 年月)	4年目 (年月～ 年月)	5年目 (年月～ 年月)
農 業 経 営 費 (円)	原材料費					
	減価償却費					
	出荷販売経費					
	雇用労賃					
支出計 (円) ②						
【参考】設備投資 (内容、金額)						

所得計 (円) ①-②					
-------------	--	--	--	--	--

* 交付金額は165万円。夫婦共同経営の場合はこの額の1.5倍。

年 月 日

[申請者] 住所：

氏名： 印
(生年月日： 年 月 日： 歳)

誓 約 書

私は、常陸大宮市経営開始資金交付要綱の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

なお、交付要綱の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを保証人の署名を添えて誓約します。

保証人 住所

氏名 印

申請者との続柄

電話番号
(自宅)

(携帯)

(保証人氏名は自署のうえ実印を押印すること。)

※保証人の印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの）を添付すること。

※極度額は495万円（13.75万円×36か月）とする。ただし、夫婦ともに就農する場合の極度額は742.5万円（20.625万円×36か月）とする。

履 歴 書

1. 氏名等

(ふりがな)					
住 所	〒□□□-□□□□				
(ふりがな)					
連絡先	〒□□□-□□□□				
(ふりがな)		生 年 月 日	年 齢	性 別	電 話 番 号
氏 名		年 月 日		1. 男 2. 女	

2. 家族構成

氏 名	続 柄	生 年 月 日	住 所

3. 学歴等

	年	月	学歴・職歴（各別に記入）			
履						
歴						

別添 1 1

「みどりチェック」 チェックシート（農業経営体向け）

事業名		
組織名		
代表者氏名		↓該当する方に○
住所		申請時 (します)
連絡先		報告時 (しました)

解説書



- ・申請時は、項目に取り組む意志を示すため、全ての項目にチェックを入れてください。
- ・報告時は、各項目の取組状況を振り返り、取り組んだことを確認してチェックしてください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。

チェック	環境関係法令の遵守等	
	①	みどりの食料システム戦略の理解
	②	関係法令の遵守
	③	正しい知識に基づく作業安全に努める
	適正な施肥	
	④	肥料の適正な保管
	⑤	肥料の使用状況等の記録・保存に努める
	⑥	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討
	⑦	有機物の適正な施用による土づくりの検討
	適正な防除・生物多様性への悪影響の防止	
	⑧	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
	⑨	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める
	⑩	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討
	⑪	農薬の適正な使用・保管
	⑫	農薬の使用状況等の記録・保存
	エネルギーの節減	
	⑬	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
	悪臭及び害虫の発生防止	
	⑭	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	廃棄物の発生抑制、適切な循環的な利用及び適切な処分	
	⑮	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

交付対象者は、みどりの食料システム法第15条の規定に基づく基本方針等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、最低限行うべき環境負荷低減の取組について定めた「みどりチェック」チェックシートに記載の各取組を実施することとする。

本事業においては、事業申請時にみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

なお、「みどりチェック」チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

別添 1 1

「みどりチェック」 チェックシート（畜産経営体向け）

事業名			
組織名			
代表者氏名		↓該当する方に○	
住所		申請時 (します)	
連絡先		報告時 (しました)	

解説書



- ・申請時は、項目に取り組む意志を示すため、全ての項目にチェックを入れてください。
- ・報告時は、各項目の取組状況を振り返り、取り組んだことを確認してチェックしてください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

チェック	環境関係法令の遵守等	
	①	みどりの食料システム戦略の理解
	②	関係法令の遵守
	③	GAP・HACCP について可能な取組から実践
	④	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している
	⑤	正しい知識に基づく作業安全に努める
	⑥	※和牛生産を行っている場合（該当しない□） 家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律の遵守
	悪臭及び害虫の発生防止	
	⑦	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	⑧	※飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない□） 家畜排せつ物の管理基準の遵守
	適正な施肥	
	⑨	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 肥料の適正な保管
	⑩	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める
	適正な防除	
	⑪	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
	⑫	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 農薬の適正な使用・保管
	⑬	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 農薬の使用状況等の記録・保存
	エネルギーの節減	
	⑭	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分、生物多様性への悪影響の防止	
	⑮	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
	⑯	※特定事業場である場合（該当しない□） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、

ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

交付対象者は、みどりの食料システム法第15条の規定に基づく基本方針等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、最低限行うべき環境負荷低減の取組について定めた「みどりチェック」チェックシートに記載の各取組を実施することとする。

本事業においては、事業申請時にみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

なお、「みどりチェック」チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

様式第3号を次のように改める。

経営開始資金交付申請書

年 月 日

常陸大宮市長 様

住 所
氏 名

常陸大宮市経営開始資金交付要綱第5条第1項の規定に基づき経営開始資金の交付を申請します。

交付期間	年 月 日	～	年 月 日
今回申請する資金の対象期間	年 月 日	～	年 月 日
前年の世帯所得 ^{※1} 被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額 ^{※2} を記載	(ア)		円
今年の交付金額 ^{※3}	(イ)		円
今回の交付申請額			円
<ul style="list-style-type: none"> 生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等（例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等） 農の雇用事業、雇用就農資金、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農緊急支援資金による助成（農業法人等として）、経営継承・発展支援事業による補助 	<input type="checkbox"/> 受けている又は受けたことがある <input type="checkbox"/> 受けている又は受けたことがある		

※1 本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母を世帯とする所得が600万円以下であること。

※2 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から、被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額。

※3 夫婦で受給している場合、この額の1.5倍を記載すること。

資金の振込口座※

金融機関店舗名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 信用農業協同組合連合会 農林中金		店・所		出張所	
	金融機関コード					
	預金・貯金の種類	普通預金・当座預金	口座番号			
	郵便局	記号	(当座)番号			
口座名義人	(ふりがな)氏名					

添付書類

- 前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書、前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合は税務署等が受理した確定申告書の写し等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、生活費確保の観点から資金を必要とする理由を書面で提出するとともに、当該事情の根拠資料を添付。

様式第8号を次のように改める。

就農状況報告(独立・自営就農)

経営開始○年目・受給開始○年目 (○～○月分)

※下線部は、給付が終了した後は「給付終了後○年目」とする。

年 月 日

常陸大宮市長 様

住 所
氏 名

常陸大宮市経営開始資金交付要綱第 8 条第 1 項の規定に基づき就農状況報告を提出します。

1. 独立・自営就農(予定)時期(どちらかにチェックする。(就農準備資金の交付を受けた者は必須。経営開始資金のみの交付対象者の場合は記載不要。))

<input type="checkbox"/>	既に就農している	年 月 日就農
<input type="checkbox"/>	まだ就農していない*	年 月就農予定

※まだ就農していない場合は、以下の欄は記入不要(添付書類も不要)

2. 農業経営力の向上に資する研修状況*について

(どちらかにチェックする。(経営開始資金の交付を受けた者は必須。就農準備資金のみの交付対象者の場合は記載不要。))

※国要綱別記 2 第 5 の 2 の (1) のスに規定する農業経営力の向上に資する研修

<input type="checkbox"/>	修了済み
<input type="checkbox"/>	研修名:
<input type="checkbox"/>	修了予定

※修了済みの場合は研修内容がわかる資料を添付

3. 営農実績報告

作物・部門別	作付面積(a)・飼養頭数等
合計	

農業経営の 構成（交付 対象者本人 ・家族労働 力）	氏名	年齢	交付対象者・ 交付対象者との 続柄 （法人経営にあ たっては役職）	年間の 農業従事 日数 [※]	担当業務
			本人		
雇用労働力		(人・日 [※])			

※ 1日の農業従事時間を8時間で換算

4. 経営規模の報告

経営耕地	区分		面積 (a)	
	所有地			
	借入地			
特定作業受託	作目	作業内容	実績	
			作業受託面積等	生産量
作業受託	作目	作業内容	実績（作業受託面積等）	
	単純計			
	換算後			

※ 「特定作業受託」欄に、作物別に、主な基幹作業を受託する農地（申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。）の作業受託面積等、生産量を記載。

「作業受託」欄に、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について記載。

作物別、期間作業別に、作業受託面積を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積を記載する。

5. 前年の世帯全体の所得（資金含む） *1

※経営開始資金の交付期間中の者のみ記入

	万円
前年の世帯全体の所得が600万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由（超える場合のみ記入）	
<p>※本欄は交付主体の記入欄 生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無（<input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無） 【所見】</p>	

6. 農業経営基盤強化準備金（どちらかにチェックする。）

	積み立てている
	積み立てていない

農業者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、「農業経営基盤強化準備金」として積み立てた場合、この積立額について、個人は必要経費に、法人は損金に算入できる制度。

7. 地域のサポート体制について

	専属担当者（経営・技術）	専属担当者（営農資金）	専属担当者（農地）
氏名又は職名			

相談実績又は今後相談したいことについて

8. 報告対象期間における都道府県主催の新規就農交流会（※）への参加について
（どちらかにチェックする。）

※国要綱別記2の第7の2の（12）に規定する都道府県が主催する新規就農者等の交流会

	参加した
	参加しなかった

（「参加した」にチェックした場合は以下も記載する。）

参加した回数	回
交流会の内容 （対象者、実施内容など）	

9. 農業共済その他農業関係の保険への加入状況について（どちらかにチェックする。）

	加入している
	加入していない

（「加入している」にチェックした場合は以下も記載する。）

加入している農業共済等の名称	
----------------	--

10. 計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組

計画達成に向けた課題	改善策（課題解決に向けた改善策を具体的に記入）	改善策の取組状況等（改善策の取組状況、結果及び課題の解決状況を具体的に記入）

添付書類

- 別添 1. 作業日誌の写し（夫婦型の場合は、それぞれの作業従事状況（作業日、作業内容、作業時間）が分かるよう作成すること。
2. 決算書及び確定申告時の青色申告決算書（白色申告者は収支内訳書）の写し（7月の報告の際のみ添付する。）
3. 通帳及び帳簿の写し
4. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業

機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類

5. 前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付。*₂
6. 「みどりチェック」チェックシート（原則、1月の報告の際のみ添付する。申請時の別添11を利用。）*₃

* 1 7月の報告の際のみ記入する。

* 2 経営開始資金の交付期間の7月の報告の際のみ添付する。

* 3 経営開始資金の交付を受けた者のみ添付する。

別添 1

作業日誌

	作 業 内 容	作業時間 (単位：時間)
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
合 計		

※上記内容が記載された作業内容であれば、本様式に限らない。夫婦型や複数の新規就農者が新たに立ち上げた農業法人の場合は、それぞれの作業従事状況（作業日、作業内容、作業時間）が分かるよう、別々に作成すること。また、作業受託がある場合は、特定作業受託の作業か作業受託の作業か分かるように記載すること。

決 算 書
(経営開始○年目 年 月～ 年 月)

		計 画※ 経営開始○年目 a	実 績 b	実績／計画 b / a	
農 業 収 入	○○ (作目)	経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
		経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
		経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
	その他				
経営開始資金 (円)					
収 入 計 (円) ① (資金を除く)					
収 入 計 (円) ② (資金を含む)					

		計 画※ 経営開始○年目 a	実 績 b	実績／計画 b / a
農 業 経 営 費 (円)	原材料費			
	減価償却費			
	出荷販売経費			
	雇用労賃			
支 出 計 (円) ③				
【参考】設備投資 (内容、金額)				
農業所得計 (円) ④ = ① - ③				
農外所得 (円) ⑤		総所得 (資金含む) (円) ② - ③ + ⑤		

※計画欄には、経営開始資金申請追加資料の別添1の収支計画に記載の該当年の計画値を記載すること。

様式第10号を削り、様式第11号を様式第10号とし、様式第12号から様式第14号までを1号ずつ繰り上げる。

住所等変更届

年 月 日

常陸大宮市長 様

住 所
氏 名

常陸大宮市経営開始資金交付要綱第8条第2項の規定に基づき住所等変更届を提出します。

変更前	氏名 住所 電話番号 その他（ ）
変更後	氏名 住所 電話番号 その他（ ）

添付書類：変更後の住所を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

離農届

年 月 日

常陸大宮市長 様

住 所
氏 名

農業経営を中止し、離農しますので、常陸大宮市経営開始資金交付要綱第8条第3項の規定に基づき離農届を提出します。

離農日	年 月 日
離農理由	

添付書類

- ・ 廃業届
- ・ 経営資産の売却日の証明書
- ・ 生産物の最終出荷日のわかる伝票 等

就農中断届

年 月 日

常陸大宮市長 様

住 所
氏 名

常陸大宮市経営開始資金交付要項第8条第4項の規定に基づき就農中断届を提出します。

就農中断予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
中断理由		
就農再開に向けた スケジュール	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

就農再開届

年 月 日

常陸大宮市長 様

住 所
氏 名

常陸大宮市経営開始資金交付要綱第8条第4項の規定に基づき就農再開届を提出します。

就農中断期間	年 月 日 ~ 年 月 日
就農再開日	年 月 日
要就農継続残期間	就農再開日 ~ 年 月 日

附 則

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の常陸大宮市経営開始資金
交付要綱の規定は、令和8年4月1日から適用する。